

## 予約型医大病院乗合タクシー運行事業の実施に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 公募型プロポーザル実施の目的

この要領に定める公募型プロポーザルは、予約型医大病院乗合タクシー運行事業（医大～一宮線、及び医大～美術館通線）を実施するに当たり、広く企画提案を募集し、最も適切な事業実施候補者を選定することを目的とします。

### 2 事業の概要

- (1) 事業名 予約型医大病院乗合タクシー運行事業
- (2) 事業内容 別紙「予約型医大病院乗合タクシー運行事業実施仕様書」のとおり
- (3) 事業期間 令和6年10月1日から令和9年9月30日まで（本格運行）

特段の事情がない限りこの期間中は事業を継続することとします。ただし、令和7年度以降については、その前年度までにおける事業実績などを考慮のうえ、年度ごとに協議を行い、その都度、運行事業者は事業実施に関する覚書を高知市及び南国市と締結することとします。

### 3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者としてします。

- (1) 高知市内又は南国市内に営業所を有する法人
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 営業所所在地において、令和6年1月1日までに納期の到来した国税、地方税及び社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金及び子ども・子育て拠出金）を滞納していない者
- (4) 本プロポーザル募集開始日から企画提案書の提出期限までの間において、高知市又は南国市から指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154条）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者で、再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた日以降に、高知市及び南国市の入札参加資格の再認定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (6) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号、及び、南国市事業等に係る契約からの暴力団の排除に関する規則（平成25年規則第2号）第3条各号のいずれにも該当しない者
- (7) 道路運送法（昭和26年法律第183号）で定める一般乗合旅客自動車運送事業に係る許可を得ており現に実施している者、あるいは運行開始時期までに許可を得ることが確実である者

### 4 プロポーザルに係る質問及び回答

本プロポーザルに関する質問等の取扱は次のとおりとします。

- (1) 提出様式 質問様式第1号
- (2) 提出期限 令和6年5月8日（水）17時まで
- (3) 提出先 「13 問い合わせ先」と同じです。
- (4) 提出方法 質問書（質問様式第1号）に質問内容を入力の上、メールの件名を「予約型

医大病院乗合タクシー運行事業の実施に係る公募型プロポーザル質問について」として電子メールに本書「質問書（質問様式第 1 号）」を添付して送信してください。その後、「13 問い合わせ先」の担当者へ送信した旨、必ずお電話にてご連絡をください。なお、要望・意見等は受け付けません。

**e-mail : n-community@city.nankoku.lg.jp**

- (5) 回答方法 提出された質問に対する回答は、令和 6 年 5 月 9 日（木）までに、質問者全員に対して電子メールにより行います。受信後は「13 問い合わせ先」の担当者へ受信した旨、必ずお電話にてご連絡をください。

## 5 参加意向申出書等の提出について

### (1) 提出書類

本プロポーザルの参加にあたり提出する書類は、次のとおりです。

提出書類の名称	様式又は発行場所
① 参加意向申出書	参加様式第 1 号
② 法人概要書	参加様式第 2 号
③ 会社定款（写し可）	
④ 財務諸表（直近 3 事業年度分決算書類）	
⑤ 登記事項証明書（写し可）	地方法務局
⑥ 市税に係る納税証明書（写し可）	営業所所在地の市（高知市・南国市双方に営業所を有する場合には、双方のもの）
⑦ 県税に係る納税証明書（写し可）	本店所在地の都道府県
⑧ 国税に係る納税証明書（写し可）	税務署
⑨ 社会保険料納入確認（申請）書	参加様式第 3 号
⑩ 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書	参加様式第 4 号

#### 【注意事項】

- 官公署等の証明書類は、申出書提出日から遡って 3 ヶ月以内に発行されたものに限る。
- 写し可については、コピー機等により複写した、ほぼ原寸大の鮮明なものに限る。
- 市税及び県税に係る納税証明については、令和 6 年 1 月 1 日までに納期が到来する市税・県税について、本店所在地の市区町村及び県が発行する滞納がないことの証明書又は滞納がないことが分かる証明書を提出すること。
- 国税に係る納税証明については、令和 6 年 1 月 1 日までに納期が到来する国税について、本店所在地を管轄する税務署が発行する未納の税額のない証明書（納税証明書その 3）を提出すること。
- 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書については、個人・法人の別による南国市長に対する承諾書と併せて、個人・法人の別に抛らず高知市長に対する承諾書も提出すること。

- (2) 提出期限 令和 6 年 5 月 13 日（月）17 時まで

- (3) 提出先 「13 問い合わせ先」と同じです。

- (4) 提出部数 1 部

- (5) 提出方法 持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の 8 時 30 分から 17 時 00 分まで。）又は郵送（書留郵便に限る。要必着。）により提出してください。

## 6 参加要件確認及び資格確認結果通知書の送付

参加意向申出書を提出した者について、公募に参加する者に必要な資格等の審査を行い、参加資

格確認結果通知書を送付します。なお、資格を有すると認められなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面により、資格を有すると認められないことについての説明を求めることができます。

- (1) 通知日 令和6年5月14日(火)
- (2) 通知方法 郵便発送すると共に、メールにて通知をします。

7 企画提案書の作成及び提出について

企画提案書は、別添仕様書の内容を踏まえ、次に定めるところにより作成し提出してください。

(1) 企画提案に必要な書類

- ① 企画提案書表紙(提案様式第1号)
- ② 企画提案書(提案様式第2号)

企画提案書は、次の項目ごとに記載してください。

提案1	<p>運行の安全性確保体制に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運行の安全確保のため、乗務員の勤務等の管理体制及び日常的な車両の点検・整備体制について</li> <li>・安全運行に関する乗務員への指導・教育体制について</li> <li>・その他安全に関する独自の取組について</li> </ul>
提案2	<p>利用者の利便性向上及び利用促進に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予約に関する対応可能時間(予約締切時刻・予約受付時間・予約受付可能期間)について</li> <li>・高齢者等の利用者に対する配慮について</li> <li>・苦情等があった場合の対応方法について</li> <li>・従業員の技術・マナー等の向上に向けた取組について</li> <li>・利用促進への取組について</li> <li>・その他利用者サービスを向上させる取組について</li> </ul>
提案3	<p>緊急時・災害時の対応に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故等緊急処理体制や連絡体制について</li> <li>・災害(台風・積雪等)時の対応方法について</li> </ul>
提案4	<p>乗合タクシー運行の基本的な考えに関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗合タクシー事業実施における事業実施方針について</li> <li>・将来における乗合タクシー事業改善につながる考え方について</li> </ul>
提案5	<p>事業の実施体制等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗合タクシー運行区域における事業者の運行実績について</li> <li>・予約から送迎までの業務実施方法について</li> </ul>
提案6	<p>安定したサービス供給能力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業の経営状況について</li> <li>・乗務員及び車両数の状況について</li> <li>・その他事業に供する設備等について</li> </ul>

※提案1から提案6までの各項目のポイントについては、別途定める「予約型医大病院乗合タクシー運行事業(医大～一宮線、及び医大～美術館通線)プロポーザル審査要領」別紙「予約型医大病院乗合タクシー運行事業(医大～一宮線、及び医大～美術館通線)プロポーザル審査基準」の審査の視点を参照してください。

(2) 提出期限 令和6年5月20日(月)17時まで

※この期限までに必要書類のすべての提出がない者は、辞退したものとみなし、一切受け付け

しません。

(3) 提出先 「13 問い合わせ先」と同じです。

(4) 提出部数等 提出書類、様式及び提出部数等は次表のとおりです。

提出書類の名称	様式	提出部数等
① 企画提案書表紙	提案様式第1号	原本1部・副本5部
② 企画提案書	提案様式第2号	参加を希望する路線ごとに原本1部・副本5部
③ 情報非公開希望申立書	提案様式第3号	1部

(5) 提出方法 持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の8時30分から17時00分まで。）又は郵送（書留郵便に限る。要必着。）により提出してください。

(6) 企画提案に当たっての留意事項

① 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。

② 提出された企画提案書が次の事項に該当するときは無効となる場合があります。

ア 虚偽の内容が記載されているもの

イ 企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの

## 8 プロポーザルの審査

(1) 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、事業実施候補者及び次点者を選定するために「乗合タクシー運行事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

(2) 審査方法

審査委員会が、提出された企画提案書等及びヒアリングをもとに、別途定める「予約型医大病院乗合タクシー運行事業（医大～一宮線、及び医大～美術館通線）プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）に基づき実施します。

(3) 書面審査の実施

以下の1)～3)のすべてを満たす場合には、企画提案に対するヒアリングを実施せず、選定は書面審査により行うものとする。ただし、この場合においても、参加者は企画提案書等の提出を要し、審査委員の質問には事務局を通じ別途応答を要する。なお、企画提案書類による書面審査は審査要領に定める審査方法に準じて行い、評価点が満点の50%を超えなければ選定しない。

1) 公募型プロポーザルを実施する路線（以下「当該路線」という。）について、参加者が1者のみである場合。

2) 参加者が当該路線の公募に係る期間の直前の期間において予約型医大病院乗合タクシー運行事業（医大～一宮線又は医大～美術館通線）を運行する者である場合。

3) 参加者が公募型プロポーザル実施要領の公告日より遡って1年の期間において、予約型医大病院乗合タクシー運行事業（医大～一宮線又は医大～美術館通線）を重大な事故その他南国市地域公共交通会議において看過し難い問題を起こすことなく行った者である場合。

## 9 審査結果

(1) 審査結果の通知

審査結果は、令和6年6月4日（火）までにすべての参加者に文書で通知（郵便発送）します。但し、この審査結果通知日は審査日程により変更する場合があります。

(2) 選定されなかった者に対する理由説明

① 参加者のうち選定されなかった者に対しては、(1)の審査結果通知をした日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、書面により、選定されなかったことについての説明を求めることができます。（郵便配送にかかると一般的に認められる日数を除く）

- ② 回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、書面により行います。

## 10 覚書の締結

8により事業実施候補者に選定された者と企画提案書等の内容をもとにして事業実施についての協議と調整（以下「交渉」という。）を行い、交渉が調ったときに高知市、南国市、及び事業実施候補者に選定された者により覚書を締結します。交渉が調わないときは、上記「8」により次点者に選定されたものと交渉を行います。

なお、選定された企画提案書等の内容及び運行地域における協議結果によって、仕様書の一部を変更した上で覚書を締結する場合があります。

## 11 本プロポーザルの実施スケジュール（予定）

内容	日付
募集開始（実施要領等の配布開始）	令和6年4月26日（金）
質問の提出期限	令和6年5月8日（水）
質問への回答	令和6年5月9日（木）
参加意向申出書	令和6年5月13日（月）
参加資格確認結果通知	令和6年5月14日（火）
企画提案書の提出期限	令和6年5月20日（月）
審査委員会（プレゼンテーション実施日）（予定）	令和6年5月29日（水）以降
審査結果通知（予定）	令和6年6月4日（火）以降

## 12 その他

### （1）費用の負担

このプロポーザルに関し必要な費用は、参加希望者の負担とします。

### （2）提出書類の取扱い

- ① 参加意向申出書を提出し資格を有すると認められなかった場合は、企画提案書等を提出することはできません。
- ② 参加意向申出書を提出した後に辞退する場合は、辞退理由を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。なお、辞退することによって、今後の高知市及び南国市との契約等について、不利な取扱いを受けることはありません。
- ③ 提出された企画提案書等その他すべての書類は、返却しません。
- ④ 提出された企画提案書等その他すべての書類は、審査に必要な範囲において複写することがあり、事業実施候補者、又は高知市、南国市、並びに事業実施候補者での交渉が調わない場合の次点者が提出した企画提案書等その他すべての書類は、その原本であると又は写しであるとを問わず高知市への回付を行います。
- ⑤ 提出された企画提案書等は、南国市行政情報公開条例（平成13年条例第39号）に基づく開示請求があった場合は、開示の対象になります。但し、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第3号の規定により非開示となるため、提出書類の該当部分の非開示を希望する場合は、情報非公開希望申立書（提案様式第3号）を提出してください。

なお、開示・非開示の判断は情報非公開希望申立書に基づき行うものではなく、情報非公開希望申立書を参考に、同条例に基づき南国市が客観的に判断します。

- ⑥ 事業実施者以外の企画提案書等の内容については、提案者の承諾なしに使用することはありません。
  - ⑦ 企画提案書等の受付期間経過後の差替え及び修正は認めません。
- (3) 次の各号のいずれかに該当した場合、参加者は失格になる場合があります。
- ① 提出書類に不備があった場合又は指示した事項に違反した場合
  - ② 審査の公平性を害する行為があった場合
  - ③ 審査委員、南国市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
  - ④ 社会通念上、補助金交付対象者としてふさわしくないと考えられる事態が生じた場合

### 13 問い合わせ先

〒783-8501

南国市大埴甲 2301 番地

南国市企画課コミュニティ推進係 担当 國則・須藤

TEL 088-880-6553 FAX 088-863-1167

E-mail : n-community@city.nankoku.lg.jp

(参考)

○地方自治法施行令第 167 条の 4

(一般競争入札の参加者の資格)

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続き開催の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくして契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（抜粋）

(市の事業等からの暴力団の排除)

第 4 条 市長は、市の事業等の契約等の相手方又はその役員等について警察等関係機関が次の各号のいずれかに該当する者として確認したときは、次条から第 9 条までに定めるところにより、市の事業等から排除するための措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団又は暴力団員等
- (2) その契約に係る業務又は補助金に係る事業（以下「業務等」という。）に関し、暴力団員等を使用したと認められる者
- (3) 暴力団員等を雇用している者
- (4) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと認められる者
- (5) 暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人の役員である者
- (6) その業務等に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用していると認められる者
- (7) 市の事業等に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用していると認められる者
- (8) その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると市長が認める者

○南国市事業等に係る契約からの暴力団の排除に関する規則（抜粋）

（市の事業等に係る契約からの暴力団の排除）

第3条 市長は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、次条から第7条までに定めるところにより、市の事業等に係る契約から当該契約の相手方を排除するための措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団又は暴力団員等であること。
- (2) 役員等が暴力団員等であること。
- (3) 暴力団又は暴力団員等がその事業活動を支配していること。
- (4) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用していること。
- (5) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していること。
- (6) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (7) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したこと。
- (8) 役員等が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したこと。
- (9) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。